附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十七年産（茶及びホップにあっては、平成二十七年）以前の年産の農作物及び平成二十六年産（茶及びホップにあっては、平成二十六年）以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

表一若松の項を次のように改める。

若松・遠賀	福岡県北九州市若松区並びに遠賀郡芦屋町及び遠賀町

表三若松の項を次のように改める。

若松・遠賀	福岡県北九州市若松区並びに遠賀郡芦屋町、岡垣町及び遠賀町

表五釜無川の項中「、中央市及び中巨摩郡」を「及び中央市」に改める。

表十一津軽北部の項を次のように改め、同表津軽西部の項を削る。

津軽北西部	青森県五所川原市、つがる市、西津軽郡並びに北津軽郡鶴田町及び中泊町

表十二釜無川の項中「、中央市及び中巨摩郡」を「及び中央市」に改める。

表十九津軽西部の項を次のように改める。

津軽北西部	青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町

表二十中

五戸	青森県つがる市
	青森県三戸郡五戸町及び新郷村

を

三八	津軽北西部

青森県八戸市及び三戸郡	青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町

に改める。

表二十七遠野の項を削る。

表二十九胆振西部の項中「及び虻田郡洞爺湖町」を削る。

表三十坂出の項を次のように改める。

坂出高松	香川県高松市及び坂出市

表三十福岡豊築の項を次のように改める。

福岡京築	福岡県豊前市、京都郡みやこ町及び築上郡

○農林水産省告示第千三十九号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二十条の規定に基づき、次のように登録実施機関を登録したので、同法第三十一条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録の年月日及び登録番号

平成二十七年五月一日

第〇〇二号

二　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社百戦錬磨

上山康博

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十七番十七号

三　登録実施事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区外神田二丁目十七番二号

○農林水産省告示第千四十号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成二十七年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十八年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）